

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年5月6日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、5月10日午前6時までとなっています。

■今回の延長にともなう主な変更点は次のとおりです（4月29日に当館からお知らせをさせていただきましたが、その後、大きな変更点はありません）。

- ・夜間外出禁止時間を午後11時から翌朝午前5時までの間とする（従前は午後10時から翌朝午前5時までの間）。
- ・平日においても市外移動を可とする（引き続き、アッティカ県は県外移動禁止（県内の諸島部への移動も禁止）、他の地域については郡外への移動は原則禁止）。
- ・飲食店の屋外営業を再開する（営業時間は午後10時45分まで。ひとテーブルの客数は6人まで。顧客は外出番号6番での申告が必要）。

■「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210506_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210506_gaishutsu.pdf

■各警戒レベルとその対象地域（5月3日時点）

（1）レベルB（警戒レベル）

下記レベルC以外の全地域

（2）レベルC（危険レベル）

アッティカ県（アンギストリ市、イドラ市、キシラ市、スペツェス市を除く）、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡（エレクトリア市、マンドゥディ・リムニ・アギアアンナ市、イステイエア・エディプソス市、カリストス市、キミ・アリベリ市、スキロス市を除く）、エヴリタニア郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、キルクス郡、ペラ郡、コザニ郡、タソス郡、カバラ郡、レスボス郡、レシムノ郡、カリムノス市、ハニア市、キシノス市、キサモス市、フェストス市、セレス市、アンフィポリ市、シンディキ市、カストリア市、オレスティダ市、ガラティニ村、ディディモティホ市、マロニア・サペス市、イアスモス市、クサンシ市、ポロス市、イリダ市

(今回新たにレベルCとなった地域)
イアスモス市、クサンシ市

(3) その他

ギリシャ政府発表によれば、5月5日から10日までの間、カリムノス島に対して、より厳しい外出制限措置が課せられているそうです。外出は必要時のみ、かつ午前6時から午後6時までに限られているほか、健康上の理由を除く島外への移動禁止措置が課せられているとのことです。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp